

浅川町地域の恵み安全対策協議会
賠償金支払対象者 各位

浅川町地域の恵み安全対策協議会 賠償金の交付について

本事業は平成24年産米から令和元年産米まで実施した米の全袋検査で発生した賠償金について、浅川町地域の恵み安全対策協議会にて協議の結果、検査会場に持ち込んだ実績に応じ賠償金をお支払いしております。

つきましては、賠償金の交付を申請される方は下記のとおり手続きをされますよう、お願いいたします。

また、浅川町地域の恵み安全対策協会については、設立当初の目的を果たしたことから令和7年度末をもって解散することになりました。申請については、令和7年12月12日（金）で締め切りとさせていただきます、以降の申請は受け付けることが出来ませんので、ご了承ください。

なお、申請されなかった残金については、町一般会計に寄付を行い、農業振興に活用していただく予定となっております。

記

1. 交付申請に必要なもの

- ①浅川町地域の恵み安全対策協議会 賠償金交付申請書兼請求書
- ②個人が申請する場合は身分証明書の写し（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ③事業所が申請する場合は事業所として確認できる書類の写し
（決算書類、申告書類、登記書類など）
- ④振込先口座の通帳の写し
- ⑤対象者が死亡又は廃業等により申請できない場合は、対象者と申請者の関係
が分かる書類

2. 提出先

浅川町役場 農政課

3. 申請期限

令和7年12月12日（金）

4. その他

申請対象者には令和7年9月1日付けで、通知を送付しております。申請書類等は合わせて同封しておりますので、ご確認ください。

※申請対象者は令和7年8月末日時点で未申請の方を対象としております。既に申請された方は対象になりませんので、ご注意ください。